

令和 7 年度 水道水質検査計画書

愛西市水道事業

1 はじめに

本市において上水道の普及率がほぼ100%に達した今、水道水は市民の健康な暮らしを支える重要な役割を担っています。そして、安全で快適な水道水が供給できるよう、水道水の水質基準（以下、「水質基準」という。）が定められています。

現在、日常的に生産されている化学物質は5万種から7万種と推定されており、水道水質の現状を見ても、トリハロメタンに代わる新たな消毒副生成物問題、内分泌かく乱物質やダイオキシン類など新しい化学物質の問題、クリプトスポリジウムを始めとする病原性微生物の問題等が提起されていることにより、更なる水道水質管理の充実・強化が求められているなどの背景があり、平成15年5月に水質基準等の大幅な改正がされました。

平成16年4月からは、新しい水質基準により水道水質の管理を行っていくこととなり、この改正の中で、従来一律的に適用されてきた水質基準について、各水道事業者の水源域の状況、原水の質、浄水方法等の状況に応じ、一定の条件のもとで検査項目、検査回数を自ら定めることができることとなりました。

また、令和8年4月に水質基準項目への位置付け変更が見込まれているペルフルオロオクタンズルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）への対応も必要となっています。

こうしたことから、愛西市水道事業（以下、「本水道事業」という。）では、検査項目、検査回数などについて、安全性・安定性及び効率性・合理性の両面から検討を行い、本水道水質検査計画を作成しました。今後、法改正や水質の状況などにより随時見直しを行い、信頼される水道水を供給していくこととします。

2 水道水質検査計画に関する本水道事業の基本方針

（1）水質管理の基本方針

本水道事業の水源は、大半を愛知県企業庁（愛知県水道用水供給事業）から飲料水としての安全性が確認された浄水を受水しており、その水質管理は愛知県企業庁で行っています。一方、佐織地区では自己水（井戸水）も使用しており、これについて原水の水質把握のため定期的に水質検査や、ろ過機等の浄水施設の保守管理を実施し、安全で安定した水質を確保しています。

（2）水質検査の基本方針

本水道事業は水道水の安全性・安定性を確保することを第一に考え、法に基づく検査計画を立て、水質検査を実施します。

（3）水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査委託機関は、日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の取得状況を考慮して選定します。

水質検査の精度管理については、内部精度管理及び外部精度管理の実施状況を確認し、結果報告書の提出を求めます。また、必要に応じて、委託先の検査機関への立ち入り検査により検査状況の確認を行い、信頼性の確保に努めます。

3 本水道事業の概要

（1）供給区域

愛西市（佐織地区、八開地区）

（2）水源の名称及び種別

浄水受水・・・愛知県企業庁（愛知県水道用水供給事業）

深井戸・・・佐織西部浄水場、佐織中部浄水場、八開浄水場※

※八開浄水場の深井戸及び浄水施設（ろ過機）は、現在休止しており、受水した浄水を配水しています。

(3) 浄水場の名称及び浄水方法

本水道事業の浄水場の名称、浄水方法、施設浄水能力及び一日最大配水量は、下記のとおりです。

単位：m³/日

浄水場の名称	浄水方法	施設浄水能力	一日最大配水量
佐織西部浄水場	消毒・急速ろ過	1,728	8,473
佐織中部浄水場	消毒・急速ろ過	2,500	
八開浄水場※	消毒・急速ろ過	1,000	

(令和5年度実績)

※八開浄水場は気温の状況に応じ、受水した浄水を消毒して配水を行っています。

令和7年度 計画での変更点について

- 特になし

令和7年度水道水質検査計画書

本水道事業では、水道法第20条の規定に基づき定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っています。

平成16年度から、水道法水質基準が改正され、これを契機に水道法施行規則が改正され、水道事業が実施しようとする水質検査の計画書を作成し、あらかじめ需要者に情報提供(公表)することが定められました。

本水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

水質管理面から見た水道の概要	浄水場(配水場)系統水	3系統(八開浄水場、佐織中部浄水場、佐織西部浄水場)			
	使用水源	井戸水と愛知県水道用水供給事業からの受水浄水			
	主な浄水処理	消毒、急速ろ過			
	自己検査の状況	毎日検査(濁り、色、消毒の残留効果)について実施			
	水質管理担当職員数	10名			
水質管理上の留意事項	● 水源として佐織中部、佐織西部の2浄水場に深井戸(八開浄水場の深井戸は休止中)がありますので、原水の水質監視が必要です。なお、愛知県水道用水供給事業から受水している浄水については、愛知県企業庁からの水質検査結果で確認します。				
水質検査基本方針	● 安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を、各配水系統の各々1ヶ所で行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、1年に1回は検査します。				
	【水道法施行規則の規定】				
	検査回数		検査の省略または低減		項目数
	1箇月に1回以上		低減不可		9項目
	3箇月に1回以上		低減不可		12項目
			過去3年 基準値の2/10以下	1年に1回に低減可	28項目
			過去3年 基準値の1/10以下	3年に1回に低減可	
		過去 基準値の5/10以下	水源状況等により省略可		
1箇月に1回以上		臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可。		2項目	
● 受水浄水については、受水地点で供給側が検査しその報告を受けます。					
毎日検査の実施	● 色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を、毎日1回行います。3系統の末端地域について1ヶ所ずつ行います。				
臨時の水質検査	● 水道より供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施します。 ・実施項目 ア. 毎月検査項目(9項目)〈必ず実施〉 イ. その他必要とする項目				
水質基準項目検査	● 水質基準に係る検査は、国土交通省の登録検査機関に委託して行います。				
検査結果の公表	● 水質検査成績書及び毎日検査の記録は、本水道事業にて整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしています。また、年間の水質検査記録については、ホームページにて公開します。 ● 年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合はその旨を、水質基準に適合していなかった場合は、その結果及び講じた措置等をホームページ等に掲載することにより、広く需要者に水質に関する情報を提供します。				

その他 水源の監視	● 管理目標設定項目については、系統毎の給水栓水について、以下のとおり検査を行います。 八開浄水場(計17項目) アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、アルミニウム及びその化合物 佐織西部浄水場、佐織中部浄水場(各々計23項目) アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、アルミニウム及びその化合物 ● 原水(地下水)については、以下のとおり検査を行います。 年1回確認する項目 ・水質基準項目(消毒副生成物を除く39項目) ・農薬類115項目 (佐織中部と佐織西部について1年交互に実施:本年度は佐織中部浄水場) 年4回実施する項目 ・クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌(MPN法)、嫌気性芽胞菌) ● 愛知県水道用水供給事業から受水している浄水については、愛知県企業庁からの水質検査結果で確認します。
----------------------	--

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	八開浄水場
水源種別	愛知県水道用水供給事業からの浄水
浄水処理方法	消毒
給水人口	約4, 100人
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。また、過去の水質検査結果から、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、については検査の頻度に考慮が必要です。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目		頻度
採水地点	毎日検査	愛西市塩田町江東90番地1	管末に近く、水の滞留が少ないと考えられます。	色、濁り、消毒の残留効果		毎日
	基準項目検査	愛西市塩田町江東地内	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	別紙のとおり	9項目	1回/月
					12項目	4回/年
					2項目	3回/年 (7～9月)
					28項目	1回/年

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	佐織中部浄水場
水源種別	井戸水と愛知県水道用水供給事業からの浄水
浄水処理方法	消毒、急速ろ過
給水人口	約21, 300人(佐織西部浄水系含む)
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目		頻度
採水地点	毎日検査	愛西市勝幡町東町14番地	管末に近く、水の滞留が少ないと考えられます。	色、濁り、消毒の残留効果		毎日
	基準項目検査	愛西市諸桑町東浦地内	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	別紙のとおり	9項目	1回/月
					12項目	4回/年
					2項目	3回/年 (7～9月)
					28項目	1回/年

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	佐織西部浄水場
水源種別	井戸水
浄水処理方法	消毒、急速ろ過
給水人口	佐織中部浄水場系に含む
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。また、過去の水質検査結果から、ヒ素及びその化合物については検査の頻度に考慮が必要です。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目		頻度
採水地点	毎日検査	愛西市西川端町兼ケ角124番地	管末に近く、水の滞留が少ないと考えられます。	色、濁り、消毒の残留効果		毎日
	基準項目検査	愛西市町方町新西馬地内	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	別紙のとおり	9項目	1回/月
					13項目	4回/年
					2項目	3回/年 (7～9月)
					27項目	1回/年

農薬類(115項目)の対象農薬リスト

項 目		目 標 値	項 目		目 標 値
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 mg/L	59	チオジカルブ	0.08 mg/L
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 mg/L	60	チオファネートメチル	0.3 mg/L
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02 mg/L	61	チオベンカルブ	0.02 mg/L
4	EPN	0.004 mg/L	62	テフリルトリオン	0.002 mg/L
5	MCPA	0.005 mg/L	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 mg/L
6	アシュラム	0.9 mg/L	64	トリクロビル	0.006 mg/L
7	アセフェート	0.006 mg/L	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 mg/L
8	アトラジン	0.01 mg/L	66	トリシクラゾール	0.1 mg/L
9	アニロホス	0.003 mg/L	67	トリフルラリン	0.06 mg/L
10	アミトラズ	0.006 mg/L	68	ナブロバミド	0.03 mg/L
11	アラクロール	0.03 mg/L	69	パラコート	0.005 mg/L
12	イソキサチオン	0.005 mg/L	70	ビベロホス	0.0009 mg/L
13	イソフェンホス	0.001 mg/L	71	ビラクロニル	0.01 mg/L
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 mg/L	72	ビラゾキシフェン	0.004 mg/L
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 mg/L	73	ビラゾリネート (ビラゾレート)	0.02 mg/L
16	イブフェンカルバゾン	0.002 mg/L	74	ビリダフェンチオン	0.002 mg/L
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 mg/L	75	ビリブチカルブ	0.02 mg/L
18	イミノクタジン	0.006 mg/L	76	ビロキロン	0.05 mg/L
19	インダノファン	0.009 mg/L	77	フィプロニル	0.0005 mg/L
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L	78	フェニトロチオン (MEP)	0.01 mg/L
21	エトフェンブロックス	0.08 mg/L	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L
22	エンドスルファン (ペンゾエビン)	0.01 mg/L	80	フェリムゾン	0.05 mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L	81	フェンチオン (MPP)	0.006 mg/L
24	オキシシン銅 (有機銅)	0.03 mg/L	82	フェントエート (PAP)	0.007 mg/L
25	オリサストロビン	0.1 mg/L	83	フェントラザミド	0.01 mg/L
26	カズサホス	0.0006 mg/L	84	フサライド	0.1 mg/L
27	カフェンストロール	0.008 mg/L	85	ブタクロール	0.03 mg/L
28	カルタップ	0.08 mg/L	86	ブタミホス	0.02 mg/L
29	カルバリル (NAC)	0.02 mg/L	87	ブプロフェジン	0.02 mg/L
30	カルボフラン	0.0003 mg/L	88	フルアジナム	0.03 mg/L
31	キノクラミン (ACN)	0.005 mg/L	89	ブレチラクロール	0.05 mg/L
32	キャブタン	0.3 mg/L	90	プロシミドン	0.09 mg/L
33	クミルロン	0.03 mg/L	91	プロチオホス	0.007 mg/L
34	グリホサート	2 mg/L	92	プロピコナゾール	0.05 mg/L
35	グルホシネート	0.02 mg/L	93	プロピザミド	0.05 mg/L
36	クロメブロッブ	0.02 mg/L	94	プロベナゾール	0.03 mg/L
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 mg/L	95	プロモブチド	0.1 mg/L
38	クロルピリホス	0.003 mg/L	96	ベノミル	0.02 mg/L
39	クロタロニル (TPN)	0.05 mg/L	97	ベンシクロン	0.1 mg/L
40	シアナジン	0.001 mg/L	98	ベンゾビシクロン	0.09 mg/L
41	シアノホス (CYAP)	0.003 mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L
42	ジウロン (DCMU)	0.02 mg/L	100	ペンタゾン	0.2 mg/L
43	ジクロベニル (DBN)	0.03 mg/L	101	ペンディメタリン	0.3 mg/L
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L	102	ペンフラカルブ	0.02 mg/L
45	ジクワット	0.01 mg/L	103	ペンフルラリン (ベスロジン)	0.01 mg/L
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 mg/L	104	ペンフレセート	0.07 mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L	105	ホスチアゼート	0.005 mg/L
48	ジチオビル	0.009 mg/L	106	マラチオン (マラソン)	0.7 mg/L
49	シハロホップブチル	0.006 mg/L	107	メコブロッブ (MCPP)	0.05 mg/L
50	シマジン (CAT)	0.003 mg/L	108	メソミル	0.03 mg/L
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L	109	メタラキシル	0.2 mg/L
52	ジメトエート	0.05 mg/L	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 mg/L
53	シメトリン	0.03 mg/L	111	メトミノストロビン	0.04 mg/L
54	ダイアジノン	0.003 mg/L	112	メトリブジン	0.03 mg/L
55	ダイムロン	0.8 mg/L	113	メフェナセツト	0.02 mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01 mg/L	114	メブロニル	0.1 mg/L
57	チアジニル	0.1 mg/L	115	モリネート	0.005 mg/L
58	チウラム	0.02 mg/L			

各項目の目標値は上記のとおりですが、「農薬類」としての目標値は、それぞれの項目について検出値と目標値の比の和として1を超えないことと定められています。

水 質 検 査 結 果 整 理 票 【令和4年～令和6年】

水道事業等の名称	愛西市水道事業
浄水場(配水場)系統名	八開浄水場

通 番	水 質 基 準 項 目	基 準 値	水質検査結果(過去3ヶ年)					
			給 水 栓 水			原 水 (H22より休止)		
			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0				
2	大腸菌	検出されない	(-)	(-)				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.2	0.2	0.2			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10	0.09	0.09			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.14	<0.06	0.08			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.027	0.004	0.012			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.003	0.003			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.002	<0.001	0.001			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.033	0.006	0.017			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.01	0.003	0.007			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.006	0.002	0.004			
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.04	<0.02	0.04			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.01	<0.01	0.01			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7.3	6.2	6.8			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	11.0	4.7	6.5			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	19	17	18			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	58	40	52			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02			
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000002	<0.000001	0.000001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002			
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0 mg/L以下	0.8	0.4	0.6			
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	6.9	7.2			
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし				
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし				
50	色度	5 度以下	0.5	<0.5	0.5			
51	濁度	2 度以下	0.2	<0.1	0.1			

水 質 検 査 結 果 整 理 票 【令和4年～令和6年】

水道事業等の名称	愛西市水道事業
浄水場(配水場)系統名	佐織中部浄水場

通 番	水 質 基 準 項 目	基 準 値	水質検査結果(過去3ヶ年)					
			給 水 栓 水			原 水		
			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0		0	0	
2	大腸菌	検出されない	(-)	(-)		(-)	(-)	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.008	0.008	0.008
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.2	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.1	0.09	0.09	0.11	0.08	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.21	0.07	0.13			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.023	0.006	0.013			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	0.003	0.003			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.002	<0.001	0.001			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.031	0.010	0.018			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.009	0.003	0.006			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.006	0.003	0.004			
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.04	0.03	0.03	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.05	0.05
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	12.0	10.0	11.0	20.0	20.0	20.0
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.110	0.100	0.100
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	9.4	4.5	5.8	1.9	1.9	2.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	27	23	25	42	41	41
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	76	64	71	120	110	113
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0 mg/L以下	0.9	0.4	0.6	0.4	<0.3	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	7.4	7.6	8.1	8.0	8.1
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし				
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし		異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	1.3	1.2	1.2
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水 質 検 査 結 果 整 理 票 【令和4年～令和6年】

水道事業等の名称	愛西市水道事業
浄水場(配水場)系統名	佐織西部浄水場

通 番	水 質 基 準 項 目	基 準 値	水質検査結果(過去3ヶ年)					
			給 水 栓 水			原 水		
			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0		0	0	
2	大腸菌	検出されない	(-)	(-)		(-)	(-)	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.003	0.002	0.002	0.008	0.004	0.007
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.2	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10	0.09	0.10	0.11	0.09	0.10
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.23	0.08	0.14			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.019	0.005	0.011			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	0.003	0.003			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.002	<0.001	0.001			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.025	0.007	0.015			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.008	0.003	0.006			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.005	0.002	0.004			
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.04	0.03	0.03	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.21	0.05	0.11
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	12.0	10.0	11.0	20.0	9.6	17.0
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.200	0.100	0.140
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	9.1	4.4	5.6	2.2	1.9	2.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	26	23	24	42	38	40
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	85	76	79	120	89	106
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0 mg/L以下	0.7	0.4	0.5	0.3	<0.3	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	7.4	7.7	8.1	7.9	8.0
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし				
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし		異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	0.6	<0.5	0.5	2.9	1.2	1.8
51	濁度	2 度以下	0.2	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1

令和7年度検査計画

給水栓水

【八開】

検査回数低減等の条件	令和6年度実績	令和7年度計画	検査回数等の設定理由	検 査 項 目	水質基準 (mg/L)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	1 一般細菌	100個/mL以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	2 大腸菌	不検出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	4 水銀及びその化合物	0.0005以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	5 セレン及びその化合物	0.01以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	6 鉛及びその化合物	0.01以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	8 六価クロム化合物	0.02以下					●									
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	9 亜硝酸態窒素	0.04以下					●									
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		●			●			●			●			
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	12 フッ素及びその化合物	0.8以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	14 四塩化炭素	0.002以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	15 1,4－ジオキサン	0.05以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下					●									
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	17 ジクロロメタン	0.02以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	18 テトラクロロエチレン	0.01以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	19 トリクロロエチレン	0.01以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	20 ベンゼン	0.01以下					●									
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	21 塩素酸	0.6以下		●			●			●				●		
				22 クロロ酢酸	0.02以下		●			●				●				●	
				23 クロロホルム	0.06以下		●			●				●				●	
				24 ジクロロ酢酸	0.03以下		●			●				●				●	
				25 ジブロモクロロメタン	0.1以下		●			●				●				●	
				26 臭素酸	0.01以下		●			●				●				●	
				27 総トリハロメタン	0.1以下		●			●				●				●	
				28 トリクロロ酢酸	0.03以下		●			●				●				●	
29 ブロモジクロロメタン				0.03以下		●			●				●				●		
30 ブロモホルム				0.09以下		●			●				●				●		
31 ホルムアルデヒド				0.08以下		●			●				●				●		
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	32 亜鉛及びその化合物	1.0以下					●									
	1回/年	1回/年	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	34 鉄及びその化合物	0.3以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	35 銅及びその化合物	1.0以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	36 ナトリウム及びその化合物	200以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	37 マンガン及びその化合物	0.05以下					●									
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	38 塩化物イオン	200以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	40 蒸発残留物	500以下					●									
臭いの発生時期のみ 1回/月以上。省略可	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	41 陰イオン界面活性剤	0.2以下					●									
	3回/年 (7・8・9月)	同左	受水浄水については受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し原因となる藻類の発生しやすい夏季(7月～9月)に計3回検査します。	42 ジェオスミン	0.00001以下				●	●	●								
				43 2－メチルイソボルネオール	0.00001以下				●	●	●								
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	44 非イオン界面活性剤	0.02以下					●									
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	45 フェノール類	0.005以下					●									
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
				47 pH値	5.8～8.6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
				48 味	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				49 臭気	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				50 色度	5度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				51 濁度	2度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自主				管理目標設定項目					17										
項目数						9	21	9	11	51+17	11	9	21	9	21	9			

令和7年度検査計画

給水栓水

【佐織中部】

検査回数低減等の条件	令和6年度実績	令和7年度計画	検査回数等の設定理由	検査項目	水質基準 (mg/L)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	1 一般細菌	100個/mL以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				2 大腸菌	不検出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	4 水銀及びその化合物	0.0005以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	5 セレン及びその化合物	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	6 鉛及びその化合物	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	8 六価クロム化合物	0.02以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	9 亜硝酸態窒素	0.04以下					●							
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		●			●			●			●	
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	12 フッ素及びその化合物	0.8以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	14 四塩化炭素	0.002以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	15 1,4-ジオキサン	0.05以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	17 ジクロロメタン	0.02以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	18 テトラクロロエチレン	0.01以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	19 トリクロロエチレン	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	20 ベンゼン	0.01以下					●							
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	21 塩素酸	0.6以下		●			●			●			●	
				22 クロロ酢酸	0.02以下		●			●			●			●	
				23 クロロホルム	0.06以下		●			●			●			●	
				24 ジクロロ酢酸	0.03以下		●			●			●			●	
				25 ジブromクロロメタン	0.1以下		●			●			●			●	
				26 臭素酸	0.01以下		●			●			●			●	
				27 総トリハロメタン	0.1以下		●			●			●			●	
				28 トリクロロ酢酸	0.03以下		●			●			●			●	
				29 ブロモジクロロメタン	0.03以下		●			●			●			●	
				30 ブロモホルム	0.09以下		●			●			●			●	
				31 ホルムアルデヒド	0.08以下		●			●			●			●	
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	32 亜鉛及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	34 鉄及びその化合物	0.3以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	35 銅及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	36 ナトリウム及びその化合物	200以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	37 マンガン及びその化合物	0.05以下					●							
	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	38 塩化物イオン	200以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	40 蒸発残留物	500以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	41 陰イオン界面活性剤	0.2以下					●							
	3回/年 (7・8・9月)	同左	受水浄水については受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し原因となる藻類の発生しやすい夏季(7月～9月)に計3回検査します。	42 ジェオスミン	0.00001以下				●	●	●						
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				●	●	●						
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	44 非イオン界面活性剤	0.02以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です。安全性を考慮しました。	45 フェノール類	0.005以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				47 pH値	5.8～8.6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				48 味	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				49 臭気	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				50 色度	5度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				51 濁度	2度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自主				管理目標設定項目						23							
項目数						9	21	9	11	51+23	11	9	21	9	9	21	9

令和7年度検査計画

給水栓水

【佐織西部】

検査回数低減等の条件	令和6年度実績	令和7年度計画	検査回数等の設定理由	検 査 項 目	水質基準 (mg/L)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	1 一般細菌	100個/mL以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	2 大腸菌	不検出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	4 水銀及びその化合物	0.0005以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	5 セレン及びその化合物	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	6 鉛及びその化合物	0.01以下					●							
	4回/年	同左	過去3年、基準値の1/5を超過した状況であり、1年に4回検査を行います。	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下		●			●			●			●	
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	8 六価クロム化合物	0.02以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	9 亜硝酸態窒素	0.04以下					●							
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		●			●			●			●	
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	12 フッ素及びその化合物	0.8以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	14 四塩化炭素	0.002以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	15 1,4－ジオキサン	0.05以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	16 シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	17 ジクロロメタン	0.02以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	18 テトラクロロエチレン	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	19 トリクロロエチレン	0.01以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	20 ベンゼン	0.01以下					●							
	4回/年	同左	3ヶ月に1回検査することが義務付けられています。(消毒により生成する可能性がある項目です。)	21 塩素酸	0.6以下		●			●			●			●	
				22 クロロ酢酸	0.02以下		●			●			●			●	
				23 クロロホルム	0.06以下		●			●			●			●	
				24 ジクロロ酢酸	0.03以下		●			●			●			●	
				25 ジブロモクロロメタン	0.1以下		●			●			●			●	
				26 臭素酸	0.01以下		●			●			●			●	
				27 総トリハロメタン	0.1以下		●			●			●			●	
				28 トリクロロ酢酸	0.03以下		●			●			●			●	
29 ブロモジクロロメタン				0.03以下		●			●			●			●		
30 ブロモホルム				0.09以下		●			●			●			●		
31 ホルムアルデヒド				0.08以下		●			●			●			●		
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	32 亜鉛及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	34 鉄及びその化合物	0.3以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	35 銅及びその化合物	1.0以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	36 ナトリウム及びその化合物	200以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	37 マンガン及びその化合物	0.05以下					●							
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	38 塩化物イオン	200以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10を超え1/5以下の状況であり、1年に1回検査を行います。	40 蒸発残留物	500以下					●							
臭いの発生時期のみ 1回/月以上。省略可	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	41 陰イオン界面活性剤	0.2以下					●							
	3回/年 (7・8・9月)	同左	受水浄水については受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し原因となる藻類の発生しやすい夏季(7月～9月)に計3回検査します。	42 ジェオスミン	0.00001以下				●	●	●						
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	43 2－メチルイソボルネオール	0.00001以下				●	●	●						
過去3年 1/5以下：1回/1年 過去3年 1/10以下：1回/3年	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	44 非イオン界面活性剤	0.02以下					●							
	1回/年	同左	過去3年、基準値の1/10以下の状況であり、3年に1回の低減が可能です、安全性を考慮しました。	45 フェノール類	0.005以下					●							
	12回/年	同左	1ヶ月に1回検査することが義務付けられています。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				47 pH値	5.8～8.6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				48 味	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				49 臭気	異常でない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				50 色度	5度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				51 濁度	2度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自主				管理目標設定項目					23								
項目数					9	22	9	11	51+23	11	9	22	9	9	22	9	

令和7年度検査計画

・原水については、基準項目の内、消毒に関するものを除く全ての項目を水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回行います。
クリプトスポリジウム指標菌に関しては、安全性を考慮し、年4回行います。

原水

【佐織中部・佐織西部】

検 査 項 目		水質基準 (mg/L)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/mL以下				●								
2	大腸菌	不検出				●								
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下				●								
4	水銀及びその化合物	0.0005以下				●								
5	セレン及びその化合物	0.01以下				●								
6	鉛及びその化合物	0.01以下				●								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下				●								
8	六価クロム化合物	0.02以下				●								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下				●								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下				●								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下				●								
12	フッ素及びその化合物	0.8以下				●								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下				●								
14	四塩化炭素	0.002以下				●								
15	1,4-ジオキサン	0.05以下				●								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下				●								
17	ジクロロメタン	0.02以下				●								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下				●								
19	トリクロロエチレン	0.01以下				●								
20	ベンゼン	0.01以下				●								
21	塩素酸	0.6以下												
22	クロロ酢酸	0.02以下												
23	クロロホルム	0.06以下												
24	ジクロロ酢酸	0.03以下												
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下												
26	臭素酸	0.01以下												
27	総トリハロメタン	0.1以下												
28	トリクロロ酢酸	0.03以下												
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下												
30	ブロモホルム	0.09以下												
31	ホルムアルデヒド	0.08以下												
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下				●								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下				●								
34	鉄及びその化合物	0.3以下				●								
35	銅及びその化合物	1.0以下				●								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下				●								
37	マンガン及びその化合物	0.05以下				●								
38	塩化物イオン	200以下				●								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下				●								
40	蒸発残留物	500以下				●								
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下				●								
42	ジェオスミン	0.00001以下				●								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				●								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下				●								
45	フェノール類	0.005以下				●								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下				●								
47	pH値	5.8～8.6				●								
48	味	異常でない												
49	臭気	異常でない				●								
50	色度	5度以下				●								
51	濁度	2度以下				●								
	大腸菌(MPN法)		●			●※			●			●		
	嫌気性芽胞菌		●			●			●			●		
項目数			2	0	0	41	0	0	2	0	0	2	0	0

※項目2の大腸菌を兼ねる。

令和7年度検査計画

・ろ過浄水については、全基準項目を水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回行います。

ろ過浄水

【佐織中部・佐織西部】

検 査 項 目		水質基準 (mg/L)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/mL以下				●								
2	大腸菌	不検出				●								
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下				●								
4	水銀及びその化合物	0.0005以下				●								
5	セレン及びその化合物	0.01以下				●								
6	鉛及びその化合物	0.01以下				●								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下				●								
8	六価クロム化合物	0.02以下				●								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下				●								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下				●								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下				●								
12	フッ素及びその化合物	0.8以下				●								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下				●								
14	四塩化炭素	0.002以下				●								
15	1,4-ジオキサン	0.05以下				●								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下				●								
17	ジクロロメタン	0.02以下				●								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下				●								
19	トリクロロエチレン	0.01以下				●								
20	ベンゼン	0.01以下				●								
21	塩素酸	0.6以下				●								
22	クロロ酢酸	0.02以下				●								
23	クロロホルム	0.06以下				●								
24	ジクロロ酢酸	0.03以下				●								
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下				●								
26	臭素酸	0.01以下				●								
27	総トリハロメタン	0.1以下				●								
28	トリクロロ酢酸	0.03以下				●								
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下				●								
30	ブロモホルム	0.09以下				●								
31	ホルムアルデヒド	0.08以下				●								
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下				●								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下				●								
34	鉄及びその化合物	0.3以下				●								
35	銅及びその化合物	1.0以下				●								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下				●								
37	マンガン及びその化合物	0.05以下				●								
38	塩化物イオン	200以下				●								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下				●								
40	蒸発残留物	500以下				●								
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下				●								
42	ジェオスミン	0.00001以下				●								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				●								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下				●								
45	フェノール類	0.005以下				●								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下				●								
47	pH値	5.8～8.6				●								
48	味	異常でない				●								
49	臭気	異常でない				●								
50	色度	5度以下				●								
51	濁度	2度以下				●								
項目数			0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0